

令和 4年10月27日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市環境保全審議会
会長 加藤 忠哉



株式会社長工の開発行為の審議について（答申）

令和4年9月15日付け亀環第01-1601号で諮問がありましたみだしのことについては審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

事業者が、本計画を進める場合、次のとおり意見があるので、その点を十分留意されたい。

- 1、施工時における土砂の処理については、慎重に行い、道路及び河川等周囲の土地への流出防止対策を講じられたい。また、残土が発生した場合においては、関係法令に基づき、適切に処理するとともに、搬入土が発生した場合においては、土質チェックを行うなど、搬入土の品質管理を徹底されたい。
- 2、開発予定地においては、周囲が開発された中に唯一残されているオアシス的な森林であることから、現況の様々な自然環境の実態を可能な限り把握していただき、その保全が図られるよう、今後の計画決定に活かしていただきたい。特に生態系調査においては、文献調査、地元への聞き取りのみならず、現地調査も行っていただきたい。
- 3、騒音、振動及び水質保全対策において、造成中は勿論のこと、造成完了後も出店者に対し関係法令等の遵守を承継していただきたい。
- 4、事業の実施に伴う排水処理について、排水経路の利用に支障がないよう配慮を行うなど、地元水利組合等と十分協議を行われたい。
- 5、店舗周囲における交通渋滞が極力発生しないよう、関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただくことを出店者に対し承継していただきたい。
- 6、関係法令の規定を遵守するとともに、亀山市その他関係機関と綿密な協議・調整を行うとともに、適切に諸手続きを行われたい。

